

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

岩手県公安委員会

委員長 高橋真裕

岩手県公安委員会規則第3号

岩手県警察組織規則の一部を改正する規則

岩手県警察組織規則（昭和49年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総務課)</p> <p>第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>警察職員（以下「職員」という。）の人事に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>組織及び定員に関する</u>こと。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) 職員の募集及び試験に関する</u>こと。</p> <p>(7) [略]</p> <p><u>(8) 警察関係一般社団法人及び警察関係一般財団法人に係る事務の総合調整に関する</u>こと。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p><u>(13) 警察装備に関する</u>こと。</p> <p><u>(14) 警察官の服制に関する</u>こと。</p> <p><u>(15) 留置施設に関する</u>こと。</p>	<p>(総務課)</p> <p>第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(警務課)</p> <p>第4条 警務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>留置施設に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関する</u>こと。</p> <p><u>(3) 警察行政に係る国際協力に関する企画、調査及び総合調整に関する</u>こと。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p><u>(6) 組織及び定員に関する</u>こと。</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p><u>(9) 警察職員（以下「職員」という。）の人事に関する</u>こと。</p> <p>(10) [略]</p> <p><u>(11) 職員の募集及び試験に関する</u>こと。</p> <p><u>(12) 警察装備に関する</u>こと。</p> <p><u>(13) 警察用車両の整備に関する</u>こと。</p> <p><u>(14) 警察官の服制に関する</u>こと。</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p>

(16) 警察用車両の整備に関すること。

(17) [略]

(18) 警察行政に係る国際協力に関する企画、調査及び総合調整に関すること。

(19) [略]

(情報管理課)

第8条の2 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2) 犯罪捜査及び家出人の照会に関すること。

(3)～(6) [略]

(生活安全部の分課)

第9条 生活安全部に、次の6課を置く。

[略]

少年課

[略]

(生活安全企画課)

第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) [略]

(4) ^{めいいてい}酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(5) [略]

(6) ストーカー行為等の防止及び取締りに関すること。

(7) 配偶者からの暴力の防止及び取締りに関すること。

(8) [略]

(9) 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例（平成11年岩手県条例第78号）の施行（生活環境課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(18) [略]

(19) [略]

(情報管理課)

第8条の2 情報管理課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2) 犯罪捜査及び行方不明者の照会に関すること。

(3)～(6) [略]

(生活安全部の分課)

第9条 生活安全部に、次の6課を置く。

[略]

人身安全少年課

[略]

(生活安全企画課)

第10条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)～(3) [略]

(4) ^{めいいてい}酩酊者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(5) [略]

(6) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関する
こと。

(7) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関する
こと。

(8) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関する
こと。

(9) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第
60号）の施行に関する
こと。

(10) [略]

(11) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行（組織犯罪
対策課の所掌に属するものを除く。）並びに高圧ガスその
他の危険物の取締りに関すること。

(12) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法
律（昭和32年法律第166号）の規定による核燃料物質等（
以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素等の規
制に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定による放
射性同位元素等（以下「放射性同位元素等」という。）、化
学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成
7年法律第65号）の規定による特定物質（以下「特定物質

(10) [略]

(11) [略]

(少年課)

第12条 少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1) [略]

(2) [略]

(3) 少年事件の捜査及び調査に関すること。

(4) [略]

(5) [略]

(6) 少年補導及び少年相談に関すること。

(7) [略]

(生活環境課)

第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 古物営業法（昭和24年法律第108号）の施行に関する
こと。

(2) 質屋営業法（昭和25年法律第158号）の施行に関する
こと。

(3) 警備業法（昭和47年法律第117号）の施行に関する
こと。

(4) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第
60号）の施行に関すること。

(5) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び
火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行（組織犯罪

）」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する
医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による
特定病原体等（以下「特定病原体等」という。）の運搬届
の受理等に関すること（警備課の所掌に属するものを除く
。）。

(13) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（
昭和23年法律第122号）の施行に関すること（人身安全少
年課の所掌に属するものを除く。）。

(14) [略]

(15) [略]

(人身安全少年課)

第12条 人身安全少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1) 行方不明者発見活動に関すること。

(2) ストーカー行為等の防止及び取締りに関すること。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び取締りに関すること。

(4) 児童、高齢者及び障害者に対する虐待の防止に関する
こと。

(5) 公衆に著しく迷惑をかける行為等の防止に関する条例
（平成11年岩手県条例第78号）の施行に関すること（生活
環境課の所掌に属するものを除く。）。

(6) [略]

(7) [略]

(8) 少年補導及び少年相談に関すること。

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) 少年事件の捜査及び調査に関すること。

(生活環境課)

第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

対策課の所掌に属するものを除く。)並びに高圧ガスその他の危険物の取締りに関すること。

(6) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）の規定による核燃料物質等（以下「核燃料物質等」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）の規定による放射性同位元素等（以下「放射性同位元素等」という。）、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）の規定による特定物質（以下「特定物質」という。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による特定病原体等（以下「特定病原体等」という。）の運搬届の受理等に関すること（警備課の所掌に属するものを除く。）。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(10) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の施行に関すること（少年課の所掌に属するものを除く。）。

(11) [略]

(12) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) [略]

(課の内部組織)

第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
総務課	公安委員会補佐室 <u>取調べ監督業務推進室</u>
警務課	企画室 自動車整備工場
[略]	
生活安全企画課	安全・安心まちづくり推進室 特殊詐欺対策室 <u>人身安全対策室</u>
[略]	
少年課	[略]
[略]	

2 [略]

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

(課の内部組織)

第31条 警察本部（以下「本部」という。）の課の内部組織として、次の表に掲げる組織を置く。

課	内部組織
総務課	公安委員会補佐室
警務課	<u>取調べ監督室</u> 企画室 自動車整備工場
[略]	
生活安全企画課	安全・安心まちづくり推進室 特殊詐欺対策室
[略]	
人身安全少年課	[略]
[略]	

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。